

意見書案第11号

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例一部改正にかかる意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年9月13日

提出者	甲賀市議会議員	戎 脇	浩
賛成者	同	小 倉	剛
同	同	中 島	裕 介

甲賀市議会議長 田 中 喜 克 殿

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例一部改正にかかる意見書

平成15年、食品の安全性の確保のための措置を講じるため「国民の健康の保護が最も重要」という基本理念を定めた食品安全基本法が成立しました。もとより、食の安全は私たちの生活にとって未来永劫続く最重要課題であります。今回改正を予定されている標記県条例は、遡るところ他府県に先駆けて食の安全を確保するため昭和48年に制定された滋賀県ふぐ調理師条例を根幹とするものであります。その後、平成4年にふぐの毒による事故を防ぐため、滋賀県ふぐ調理師条例によるふぐ調理師の資格制度に加えて、適正な施設でふぐの取扱いが行われるよう施設の届け出制度や営業者の義務を新たに設けるなどの改正を行い、条例の名称も滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例へより安全性を確保すべく改善されたものと承知しています。

ところが、検討されています現行条例の改正内容は、食品衛生法改正で「ふぐを処理する者」が規定され、その「ふぐ処理者の認定基準」の試験の範囲が学科、実技ともに食の安全項目にかかるものとした国のガイドラインによって、これまで滋賀県で行ってきた実技試験の調理項目を、単純に不要との視点での改正案となっています。

そもそも、滋賀県の条例はふぐを食用に供するために、処理し、加工し、調理するという消費者が口にするまでの一貫したふぐの取扱いを定めた条例であって、国のガイドラインの示す「ふぐの処理」だけではありません。加えて言うならば現行条例の中の「ふぐ調理師」と、ガイドラインでの「ふぐの処理者」はまったく別の資格であります。

今回の改正案は、「ふぐ調理師」を無くすことになり、消費者の口に入る直前の食の安全を守ることを県が放棄するものと言わざるをえません。

そこで、今回のガイドラインの取扱いについては、これまで食の安全として培ってきた県の現行のふぐ調理師制度を残したうえで、国のガイドラインに沿ったふぐの処理者認定制度を加えて設ける改正とすることを求めます。これにより、全国に先駆けて制定された滋賀県条例の当初の目的を保持するとともに、新たなふぐの需要に応えるふぐ処理者制度が推進できるものであります。あくまで消費者の立場にたった安全をより確保する改正となるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和4年9月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

滋賀県知事 あて

意見書案第12号

世界平和統一家庭連合（旧統一協会）と政治家との癒着・政治の歪みを質するため
徹底追及することを求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年9月13日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	岡田重美
同	同	西山実

甲賀市議会議長 田中喜克 殿

世界平和統一家庭連合（旧統一協会）と政治家との癒着・政治の歪みを質す
ため徹底追及することを求める意見書

安倍元首相の銃撃事件を機に世界平和統一家庭連合（旧統一協会）と政治家とのただならぬ関係、政治を歪める動きが大きな社会問題になっている。

旧統一協会といえば、先祖の崇りがあるなどと称して高額な壺や印鑑を売る靈感商法や違法伝道などで、多くの被害者を生みだし社会的にも糾弾されている反社会的組織・カルト集団である。いまでも靈感商法による被害は続いているだけに新たな被害を生みださないための徹底的な対策が必要である。

あわせていま問題になっているのは、政治家と旧統一協会との関係である。旧統一協会の関連団体が主催する行事に参加したり、祝電メッセージを送ったり、選挙運動にも関りがあつたことなどが問題視されている。第2次岸田改造内閣の閣僚・副大臣・政務官にも旧統一協会と接点があつた人が多数就任している。政治家が反社会的組織・カルト集団と関係をもつことは、それを容認することに繋がる。直ちに過去関係を明らかにするとともに、今後一切の関係を断つことを求める。また旧統一協会の名称変更をめぐる疑惑もあり、徹底説明が必要である。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和4年9月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
総務大臣
法務大臣

意見書案第13号

東京五輪・パラリンピック汚職事件の徹底解明を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年9月13日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 田中喜克 殿

東京五輪・パラリンピック汚職事件の徹底解明を求める意見書

昨年夏開催された東京五輪・パラリンピックのスポンサー選定などを巡り、東京地検特捜部は8月17日、受託収賄容疑で大会組織委員会元理事の高橋治之容疑者を、贈賄容疑で紳士服大手のAOKIホールディングスの前会長青木拓憲容疑者ら3人を逮捕した。高橋元理事には、AOKI側からスポンサー契約などを巡って便宜を図るよう請託を受け、計5100万円を受領した疑いが持たれている。

組織委員会の役員職は大会特措法で「みなし公務員」とされ、職務に関する金品の受領を禁じられている。逮捕容疑が事実とすれば、世界最大のスポーツの祭典を利用して私腹を肥やす違法行為がまかり通っていたことになる。

電通との関わり、五輪史上最高額とされるスポンサー収入をめぐる問題も不透明である。公式ライセンス商品の審査などを担当する組織委員会のマーケティング局は、局長をはじめ電通からの出向者が多くを占めており、元専務として同社に強い影響力を持つ高橋元理事がAOKI側の依頼を受け、電通側に審査の迅速化などを働きかけていたと指摘されており、AOKI側から電通子会社を通じ元理事に渡った2億3千万円をめぐる疑惑も浮上している。スポンサー料の大幅増の要因となる仕組みの変更を推し進めたのも高橋元理事と言われているが、スポンサー選定の過程などの情報も明らかにされていない。

組織委員会と五輪には多額の国民の税金が投入されており、その運営は公平公正でなければならない。政府が国策と位置付けた東京五輪が汚職の舞台になっていたことは深刻であり、疑惑をそのままに2030年の札幌冬季五輪招致を進めることは許されない。

よって国においては、東京五輪・パラリンピックにおける汚職事件について徹底調査、真相解明を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和4年9月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
文部科学大臣

意見書案第14号

国民健康保険の高額療養費負担制度の継続を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年9月13日

提出者	甲賀市議会議員	西	山	実
賛成者	同	山	岡	光
同	同	岡	田	重
				美

甲賀市議会議長 田中喜克 殿

国民健康保険の高額療養費負担制度の継続を求める意見書

財務省は7月26日、各省庁の予算執行調査結果の概要を発表した。事業の必要性、有効性、効率性の観点から調査を実施し、今後の改善点・方向性を指摘したもので、令和5年度の予算概要や今後の予算執行に確実に反映するよう要請している。そのひとつが国民健康保険の高額医療費負担金である。「高額医療費負担金が果たす機能は現時点においても極めて限定的であり、いずれその役割を終えることは明らかである。国保運営の予見可能性を高めるためにも、廃止に向けた道筋を工程化すべきである」と指摘している。

高額療養費制度は、医療費の家計負担が重くならないように、医療機関や薬局の窓口で支払う一ヶ月の自己負担額が上限額を超えた場合、その超えた額を「高額療養費」として後で払い戻す制度のことである。国民健康保険の場合は、一ヶ月80万円を超えた場合、国民健康保険法第70条第3項に基づき、高額医療費負担金として、国と都道府県が高額医療費負担対象額の四分の一ずつを負担している。

平成30年度より国民健康保険の都道府県単位化が実施されたものの、国保法第4条では、「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする」と国の責務を明確にし、第69条で国の費用負担の責務を明確にしている。

今回の「見直し」は、それらに反するもので、国民健康保険財政に多大な影響をおよぼすことになる。コロナ禍のもとで、いのちと健康の大事さが強調されているだけに、充実こそ求められる時に、廃止・見直しすることは問題である。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和4年9月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

厚生労働大臣

意見書案第15号

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年9月13日

提出者	甲賀市議会議員	堀	郁子
賛成者	同	田	中将之
同	同	木	村真雄

甲賀市議会議長 田中喜克 殿

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- (1) 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- (2) テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- (3) 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- (4) テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
- (5) 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和4年9月 日

甲賀市議会議長 田中喜克

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣

デジタル担当大臣

あて

男女共同参画担当大臣

デジタル田園都市国家構想担当大臣

意見書案第16号

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年9月13日

提出者	甲賀市議会議員	田中將之
賛成者	同	木村眞雄
同	同	堀郁子

甲賀市議会議長 田中喜克 殿

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在、約440万ヘクタールと大幅に減少した。農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況である。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難になる。そして今、この再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールとなっている。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題である。この課題解決に向けて、農村部では農地中間管理機構による農地の集積・集約や、民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしているが、その担い手の確保が困難な状況となっている。実際に、我が国の農家人口は、1990年から2000年の10年間で2割以上減少しており、地域類型別では都市的地域の減少割合が大きい。

一方で都市部の農地は、2017年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行される中で、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況である。

そこで、政府においては、地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半Xの農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入し易い環境の整備と予算の拡充を強く求める。

記

- (1) 農用地区域の農業用施設用地への転用特例に、農家レストランや農業用施設等に加え、地方自治体と民間企業等の連携のもとでの半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も加えると共に、地方の農地における日帰り型市民農園や滞在型市民農園の整備促進を図ること。
- (2) 総務省と厚生労働省において別個に実施しているテレワークに関する個別相談事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置するとともに、各地域での農地の貸付を促す情報を提供するなど、国と地方自治体と民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。
- (3) 荒廃農地にコスモスやひまわりを植える等により農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、また荒廃農地にレンゲを植える等により農地の保全を支援する農山漁村振興交付金の最適土地利用対策について、民間企業等への適用範囲の拡大と共に、予算の拡充を図ること。

(4) 人口急減に直面している地域において地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業推進交付金」の自治体と民間企業等の連携のもとでの活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について制度の再整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和4年9月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

内閣総理大臣

農林水産大臣

デジタル田園都市国家構想担当大臣 あて

総務大臣

国土交通大臣